

議案第 4 0 号

専決処分の承認を求めることについて

(令和 4 年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第 2 号))

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分（令和 4 年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 8 月 3 日提出

向日市長 安 田 守

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定
により、次のとおり専決処分する。

令和4年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年6月30日

向日市長 安 田 守

令和4年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ942,921千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月30日

向日市長 安 田 守

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 収 入		1,534	1,500	3,034
	2 償還金及び還付加算金	1,530	1,500	3,030
補正されなかった款に係る額		939,887		939,887
歳 入 合 計		941,421	1,500	942,921

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		1,531	1,500	3,031
	1 償還金及び還付加算金	1,530	1,500	3,030
補正されなかった款に係る額		939,890		939,890
歳出合計		941,421	1,500	942,921

令和4年度 向日市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第 2 号)

事 項 別 明 細 書

2 歳 入

(款) 4 諸収入

3,034

(項) 2 償還金及び還付加算金

3,030

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 保険料還付金	1,500	1,500	3,000	1 保険料還付金	1,500	保険料還付金 1,500
計	1,530	1,500	3,030			

3 歳 出

(款) 3 諸支出金

3,031

(項) 1 償還金及び還付加算金

3,030

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国府支出金	地方債	その他					
2 保険料還付金	1,500	1,500	3,000				1,500	22 償還金、利 子及び割引 料	1,500	1 保険料還付金 22 過年度分に係る保険料払戻 金	1,500 1,500
計	1,530	1,500	3,030				1,500				